

基本施策 7 子どもと親の健康の確保

施 策 ① 母子保健等の充実

○施策の目的

保健、医療、福祉及び教育の分野間の連携により、母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進を図る。

○現状と課題

○周産期死亡率や乳児死亡率は減少傾向にありますが、近年はその減少傾向が鈍化しています。また、出生数は減少し、低出生体重児は増加傾向にあります。医療的ケアを必要とする児や長期に療養を必要とする児童などハイリスク児への対応が必要となってきました。

○母子保健は生涯を通じた健康の出発点であり、次世代を健やかに育てるための基盤として、妊娠や出産、乳幼児の健康のための支援を行う等、安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する必要があります。

○安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進を図るためには、産婦人科医、小児科医等の確保を進める必要があります。

○施策の方向性

○乳幼児健診等による疾病の早期発見や専門相談指導の推進、未熟児等ハイリスク児対策の充実、障がい児等への医療費助成など、乳幼児が心身ともに健やかに成長でき、保護者が安心して育児ができる体制の整備を図ります。

○安全・快適な妊娠・出産、母親と子どもの健康保持と増進ができる環境づくりを推進し、子どもや母親の健康確保に努めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：お産安心ネットワーク事業		
担 当 課	健康推進課	概 要（○：主な事業） 周産期（妊娠後期から新生児早期）において高度専門的な医療を効果的に提供する医療体制の確保を図り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを進めます。 ○周産期医療ネットワーク構築事業
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：医療的ケア必要児等ハイリスク児対策の充実		
担 当 課	健康推進課	概 要（○：主な事業） 医療的ケア必要児等の退院後の家庭生活支援を円滑に行うため、医療機関と保健所等が保健・医療連携会議を開催するとともに、医療的ケア必要児の退院時の保護者面接・訪問指導などを行います。 また、入院を要する妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦の医療費を負担することにより、妊娠中の適切な医療処置の促進を図ります。 ○医療的ケア必要児等ハイリスク児保健・医療連携事業
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施策 ② 食育の推進

○施策の目的

「食べる知恵」を身につけ、食への「感謝の心」を養い、子どもたちが健全な食生活を実践し、生涯にわたって心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すことができるよう、食育を通して「生きる力」を育む。

○現状と課題

○朝食を食べない幼児や児童生徒の減少、野菜を食べる人の増加などこれまでの取り組みにより成果が上がっている一方で、核家族化や生活パターンの多様化により、子どもだけで食べる「孤食」などが見られ、食に関する知識や文化が世代間で受け継がれないなどの課題があります。

○栄養バランスの偏った食事、運動（外遊び、部活動等）不足、睡眠不足など生活習慣の乱れから、生活習慣病の発症、情緒面への影響など子どもの健康課題が発生しています。

○子どもたちの望ましい食習慣が形成されるよう、保育所・学校・地域・生産者など幅広い分野の方々と連携した取り組みを展開し、食育を県民運動として一層推進する必要があります。

○学校においては、食生活の改善が促進されるよう、組織として一体となって取り組むとともに、地域の保健・医療関係者等の専門家や機関を活用していく必要があります。

○子育て世代や若者に食に対する関心をもってもらい、食育が実践できるようになるためには、情報発信や体験の場づくりが必要となります。

○施策の方向性

○子どもたちが食育活動をととして食に関心を持ち、健康な食の実践を身につけられるよう、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化に努めます。併せて子どもたちへの食育が進むよう、親世代への取り組みを行います。

○学校、家庭、地域が連携して取り組む生活習慣づくり、望ましい食習慣の形成を推進します。

○学校給食の充実、地産地消の推進、和食の推進等、栄養教諭を中核とした食育の推進を図ります。

○食育の推進、食に関する指導の充実を図るため、「食の学習ノート」等、食育に関する教材の有効活用を推進します。

○身近なところで、食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場づくりを推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：食育の推進（食育に関する情報提供）		
担 当 課	健康推進課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	島根県食育推進計画第二次計画（H24～）に基づき、子育て世代が健全な食生活を実践できるように、特に、課題である朝食や野菜摂取の増加につながるよう、食に関する様々な知識、情報の提供を図ります。 ○しまね食育まつり ○食育情報サイトの作成 ○新聞広告による啓発
事業期間	平成 27～28 年度	

事業名：食育の推進（食育に関する人材育成とネットワークづくりの推進）		
担 当 課	健康推進課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	島根県食育推進計画第二次計画（H24～）に基づき、関係団体の連携・協力による地域の食育推進力の充実・強化を図るため、島根県食育・食の安全推進協議会や食育ボランティアの交流会などによる関係者のネットワーク化と人材の育成を行います。 また、食に関する関係機関団体間で食育に関する情報の共有を図ります。 ○食育推進体制構築事業 ○食育サポーター等育成事業 ○食育推進専門研修 ○食育・食の安全メーリングリストによる情報共有
事業期間	平成 27～28 年度	

事業名：食育の推進（食育に関する体験活動の促進）		
担 当 課	健康推進課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	島根県食育推進計画第二次計画（H24～）に基づき、身近なところで食に関する「おいしい・たのしい・ためになる」体験の場として「しまね食育まつり」を開催し、食への関心を高め日常の実践につなげます。 また、体験活動を実施している組織・団体が行っている活動事例の収集及び情報提供を行い、体験活動の促進を図ります。
事業期間	平成 27～28 年度	
		○しまね食育まつり ○食育体験活動事例集の作成

事業名：食育の推進		
担 当 課	保健体育課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもたちが食に関する知識と食を選択する力を習得し、食という行為が動植物の命を受け継ぐことであると理解したり、食物を大事にし、食物を大事にし、食物の生産等に関わる人々へ感謝する心を持ったりするなど、健全な食生活を実践できるよう、関係部局・機関等と連携し、栄養教諭を中心とした食育を推進します。 ○幼稚園・学校等の要請に応じた食育の専門家の派遣、研修会の実施 ○栄養バランスの整った朝食や和食メニューのレシピの普及 ○幼稚園・学校等の給食への導入を目的とした和食に係る調理講習会の開催 ○和食の普及を目的とした講演会の開催 ○「しまね・ふるさと給食月間」における地場産物を活用した給食の実施
事業期間	平成 27～31 年度	

施策 ③ 妊娠・出産等への支援

○施策の目的

妊娠、出産に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、不妊に悩む夫婦等への相談支援、経済的支援を実施し、子どもを生み育てたいと願う人の希望の実現を図る。

○現状と課題

- 母親の年齢が 35 歳以上の出産割合が増加しています。妊娠・出産する時期を失わないよう知識や情報を広める必要があります。
- 夫婦の 10～15%が不妊であるといわれ、原因不明の場合もあり、不妊に悩むカップルは増加しています。
- 不妊の原因は、男女双方にあるとされています。このため、男女双方の関わりが必要です。
- 不妊治療の経済的負担を軽減するため、平成 17 年度から特定不妊治療費助成を行っています、制度について引き続き PR し、利用の促進を図る必要があります。
- 不妊に関する情報提供や相談体制が必要なことから、不妊専門相談センターによる相談事業を行っています。また、治療を希望する人が不妊治療を受けやすい社会環境等の整備が必要なことから、正しい知識の普及を一層進める必要があります。

○施策の方向性

- 妊娠・出産等について自己決定の尊重を基本として、女性及び男性に対して適切な時期に正確な情報提供を行うなどの啓発普及を図ります。
- 若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう知識や情報を広める取り組みを行います。
- 不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。また、特定な不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けている夫婦を対象に、経済的負担の軽減を図ります。

○目的を達成するための主な事業

事業名：妊娠・出産等の正しい知識の普及		
担当課	健康推進課	概要
実施主体	県	若い男女が早い時期から妊娠・出産についての知識が得られ、妊娠・出産する時期を失わずに、個々のライフプランに役立てられるよう妊娠・出産等について適切な時期に正確な情報の提供を行います。 また、不妊の原因は男女双方にあることから、男性・女性双方を対象とした多様な情報提供を図るとともに必要に応じて相談や医療に繋がります。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：不妊専門相談事業の実施		
担 当 課	健康推進課	概 要 不妊専門相談センターを県立中央病院内に設置し、不妊に悩む夫婦等を対象に、専門医・助産師による電話・面接相談やメールによる質問対応を行うことにより悩みの解消・自己決定の支援を行います。 また、不妊治療に対する正しい理解を普及するための啓発を行います。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：特定不妊治療費の助成（再掲）		
担 当 課	健康推進課	概 要 体外受精及び顕微授精の治療を受けている戸籍上の夫婦に対し、治療 1 回につき 1 5 万円（治療法によっては 7 万 5 千円）を上限として 6 回まで助成し、経済的負担の軽減を図ります。 （平成 2 7 年度までは従前制度の経過措置期間）
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ④ 小児医療の充実

○施策の目的

子どもが安心して医療サービスを受けられるよう小児医療の充実を図る。

○現状と課題

○小児救急医療は、救急医療体制（初期（在宅当番医、休日診療所等）、二次（救急告示病院）、三次（救命救急センター））の中で確保していますが、一部の地域では初期救急患者が二次・三次救急医療機関に集中することで、診療機能の低下を招いています。

○小児の悪性新生物や内分泌疾患などの小児慢性特定疾病については、悪性新生物等 11 疾患（514 疾病）について 622 人が給付（平成 25 年度末）を受けており、小児慢性特定疾病病児が治療を受けやすくする必要があります。

○また、小児慢性特定疾病の対象が約 700 に拡大されたことから、制度の周知を図る必要があります。

○施策の方向性

○子どもが安心して医療サービスを受けられるよう、医療圏域毎の効率的な小児救急医療体制を整備していくほか、内科医等を対象とした小児救急に関する研修、保護者向け電話相談サービスを実施するなどにより、小児医療の充実を図ります。

○治療が長期間にわたり医療費も高額となる小児慢性特定疾病に係る治療費について、従来の治療研究事業から児童福祉法（改正）に基づく医療費助成（施行：平成 27 年 1 月 1 日）となり、患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：小児医療の充実		
担 当 課	医療政策課	概 要（○：主な事業）
		救急医療に携わる内科医等を対象とした小児救急研修を実施し、小児科医以外でも診察できる体制整備を図ります。
実施主体	県	また、子どもの健康面や育児不安を抱える保護者のサポートを目的に、休日や夜間における子どもの急病等に対し、小児科医師等に気軽に相談できる電話相談サービス（＃8000）の充実を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	○小児救急電話相談事業

事業名：小児慢性特定疾病への支援		
担 当 課	健康推進課	概 要 児童の健全育成を阻害する小児慢性特定疾病に係る治療費の一部を助成することにより患者家族の医療費の負担軽減を図るとともに、相談支援など小児慢性特定疾病児童に対する支援を実施します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ① 結婚に対する気運の醸成

○施策の目的

独身男女に結婚や家庭に対する意識、関心を高めてもらうとともに、結婚対策に対する地域やボランティア、企業等の理解と取り組みを促進し、独身男女の活動を支援する体制づくりを推進します。

○現状と課題

○島根県の平均初婚年齢（H25）は、男性が30.5歳、女性が29.0歳で年々上昇しており、未婚・晩婚化が進行しています。

○島根県少子化に関する意識調査から、独身でいる理由として「時間やお金の面で自由や気楽さを失いたくない」との回答が29.9%、「子育てに対する不安や負担を感じる」との回答が75.2%と高く、未婚・晩婚化の進行の背景には、若い世代の結婚や家庭、子育て等に対する負担感の高さや関心の低さがあげられることから、こうした世代への適切な啓発、情報提供が求められています。

○地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、結婚（未婚・晩婚化）問題を社会全体の問題として捉え、結婚を望む独身男女の活動を支援する気運を醸成し、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報を提供するなど、取り組みを促進する必要があります。

○施策の方向性

○若年層への結婚、妊娠、出産、子育て等に関する理解、関心を高めるための啓発を推進します。

○結婚（未婚・晩婚化）対策に対する県民の理解、関心を高め、行政やボランティア、コミュニティ、企業等での取り組みを促進するための啓発を推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名： 若年層への結婚、妊娠、出産等に関する啓発		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	若いうちから、結婚や妊娠、出産、子育てに関する関心を高め、正しい知識を持ってもらうため、また、広く県民にも関心を持ってもらうための啓発を行います。 ○結婚ポジティブキャンペーン ○生の楽習講座 ○ライフプラン設計講座
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名： 出会いの場の創出、情報提供		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	独身男女に出会いの場を提供するため、市町村や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の取組を支援します。 ○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋みくじ」
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ② 出会いの場づくりとマッチング支援の強化

○施策の目的

しまねで出会い、結婚し、家庭を築き、子どもを生み育てたいと願う男女が、その希望を実現できるよう、「出会いの場づくり」を推進します。

○現状と課題

- 「島根県少子化に関する意識調査」では、「一生結婚するつもりはない」との回答は6.3%と低かった一方で、独身でいる理由として「適当な相手と巡り合わない」との回答が53.5%と高く、出会いの場が不足している現状があります。
- 未婚・晩婚化対策として、行政に期待する施策として「出会いの場の設定」が22.8%と、2番目に高い回答となっています。
- 地域とのつながり、親族間や職場でのつきあいが希薄化し、独身男女に対するお見合いや出会いの場が減少していることから、身近な地域において、行政やボランティア、コミュニティ、企業等が連携し、多様な出会いの場や情報の提供、マッチングなど、取り組みを促進する必要があります。

○施策の方向性

- 市町村やコミュニティ、企業等と連携し、独身男女への多様な出会いの場の創出を推進します。
- 独身男女への結婚情報や出会いイベント情報等の提供、ボランティア等による結婚相談、紹介等を推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：出会いの場の情報発信（再掲）		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
		独身男女に出会いの場を提供するため、市町村や民間が行う出会いイベントやセミナー開催等の取組を支援します。
実施主体	県	○しまね縁結び応援事業 ○出会いイベントコーディネーター養成事業 ○出会いイベント情報提供メールマガジン「恋みくじ」
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：結婚に関する相談、紹介（マッチング）支援		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	結婚に関する独身男女からの相談や相手紹介（マッチング）を行うため、結婚ボランティアの活動支援や結婚支援センター（仮称）の設置等を行います。 ○島根はっぴいこーでいねーたー事業 ○結婚応援企業・企業内「はぴこ」登録養成事業 ○結婚支援拠点事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：しまね縁結び市町村交付金事業（出会いの場創設、結婚相談員養成等）		
担 当 課	青少年家庭課	概 要
実施主体	県	地域に応じた出会いの場を創設するため、市町村が行う出会いイベント開催や結婚相談員の養成・スキルアップ等の結婚対策事業を支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策 9 仕事と生活の調和

施 策 ① 仕事と家庭の両立支援

○施策の目的

仕事と家庭の両立を図ることができるよう就業環境の整備を図る。

○現状と課題

- 平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査結果から、女性の就業の望ましいあり方については、「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が前回調査（H21年度実施）と比べ7.5ポイント増加し、「子どもができるまでは仕事をもち、出産を機に退職し、子どもが大きくなったら再就職する」が5.5ポイント減少しています。特に男性では「結婚や出産と関係なく仕事を続ける」が10.7ポイント増えており、男性の意識が変化してきていることが伺えます。
- 結婚や出産を機に仕事をやめた経験の有無については、女性において「仕事をやめたことがない（現在も続けている）」が前回調査と比べ5.9ポイント増加しています。
- 平成25年度に実施した島根県少子化に関する意識調査で、仕事と子育ての両立に関して行政に期待する施策として「安定した雇用の確保（49.4%）」、「企業への働きかけ（33.0%）」が高い割合となっていることから、安定した雇用の確保や企業への働きかけを進めていく必要があります。
- 仕事と子育てを両立するために職場において必要な取り組みは「育児休業中の賃金その他の経済的給付の充実」、「子どもが病気やけがの時のための休暇制度の拡充」、「子育て中の者について、勤務時間の短縮や勤務時間の変更を柔軟に行う」、「育児休業などが気兼ねなく利用できる人的体制の整備や雰囲気作りを進める」が高い割合となっており、安心して働くことができるようにするためには、企業における就業環境の整備を図ることが重要であり、事業主への普及啓発の充実強化を図る必要があります。
- 就業、住宅、養育など様々な面で困難を抱えるひとり親家庭等においても仕事と家庭の両立が図られ、自立した生活を営むことができるようになるために、これまでの経済的支援中心の支援から、子育てと生活支援、養育費確保・面会交流の支援、経済的支援等を含む総合的な対策へ転換していく必要があります。

○施策の方向性

- 育児・介護休業法等の関係法制度等について、事業主・労働者等へ普及啓発を進め、仕事と家庭の両立が図られる職場環境づくりを促進することにより、仕事と生活の調和実現のための取り組みを推進します。
- 結婚して子どもを生み育てるというライフプランを描くことができるよう、地域産業の振興等により安定した雇用の場の拡大を図ります。
- 結婚・出産・育児等により長期間離職した方に対する再就職支援を行います。

- 従業員の子育て支援を積極的に支援する企業を認定（こっころカンパニー）、表彰するなど、企業等における仕事と家庭の両立がしやすい職場環境づくりを促進します。
- 男性の育児への積極的な参加、職場の上司等の子育てへの理解、支援を促進するための取り組み（イクメン、イクボス養成）を推進します。
- ひとり親家庭等については、仕事と子育ての両立には子育て・生活支援が不可欠であることから、子ども・子育て支援法に基づく支援策と、ひとり親家庭等向けの支援策を組み合わせ、地域のひとり親家庭等それぞれのニーズに応じて、ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童健全育成事業の利用に際しての配慮等の各種支援を推進する。また、安心・安全な生活を営むことができるよう、入居債務保証支援事業を活用し社会福祉協議会等との連携により住宅確保に向けた支援を行う。

○目的を達成するための主な事業

事業名：仕事と家庭の両立支援		
担 当 課	雇用政策課 青少年家庭課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、育児・介護休業法等の関係法制度を普及啓発するとともに、従業員の子育てに配慮する企業の認定・顕彰するなど、社会的気運の醸成、高揚を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○しまね子育て応援企業認定制度

事業名：イクメン・イクボス養成事業		
担 当 課	青少年家庭課	概 要
実施主体	県	父親の育児参加が進むよう、イクメンの養成のための取り組みを実施する。 また、仕事と家庭の両立のため、企業の管理職の育児に対する理解・協力が進むよう、イクボスの養成の取り組みを実施する。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：離転職者等の職業訓練の実施		
担 当 課	雇用政策課	概 要 結婚・出産・育児等で離職した長期離職者に対して相談、情報提供及び職業訓練による再就職支援を行います。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：生活支援資金（教育支援、育児・介護休業者支援）の制度融資（再掲）		
担 当 課	雇用政策課	概 要（○：主な事業） 県内の事業所に勤務し、又は県内に居住する労働者が、低利な融資が受けられるようにするため、勤労者支援資金（教育支援資金、育児休業者支援資金及び介護休業者等支援資金）を金融機関に預託します。
実施主体	民間	
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ② 働き方の見直し

○施策の目的

多様化する雇用形態や就業形態において、ワークライフバランス（仕事と生活の調和）に配慮した働きやすい就業環境の整備を図る。

○現状と課題

○平成26年に実施した「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」によると、「子育ては、やはり母親でなくてはと思う」という考えに肯定的な人の割合が70.0%（H21調査：68.1%）を占めており、子育てに関しては依然として「女性が担うもの」といった固定的な性別役割分担意識が強いことが伺えます。

○また、男性が仕事優先の働き方により家事や育児に十分参画することができないことは、女性の子育てに対する負担感を増大させる一因となっています。

○併せて、将来的に予測される大幅な人口減少や高齢化の進展などにより、地域の産業を支える労働力の確保が重要な課題となっています。

○このため、子育てや介護など個人の置かれた状況に応じて、仕事と生活の調和の取れた多様で柔軟な働き方が選択できる社会が求められています。

○それぞれの雇用形態や就労形態において、労働者が仕事と生活のバランスがとれ、働きやすいものとなるよう、雇用環境の整備を進めていく必要があります。

○施策の方向性

○男性を含めたすべての人が、仕事と家庭生活のバランスがとれて安心して働くことができるよう、う、「しまね活き活き職場宣言(平成22年3月、島根県五者宣言)」に基づき、島根労働局や関係機関と連携しながら個々人の生活等に配慮した働き方が選択できる職場環境の改善に向けた取り組み等の普及啓発を推進します。

○仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動を進めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：男女共同参画の理解の促進		
担 当 課	環境生活総務課	概 要
実施主体	県	男性の仕事優先の意識や固定的性別役割分担意識を解消し、家庭内での父親の家事や育児への参画を促進するため、島根県立男女共同参画センター「あすてらす」を拠点として、男性を含めた一般県民を対象とした講演会、研修会の開催や調査研究事業等を行います。 また、地域での男女共同参画の気運を醸成するため、男女共同参画サポーターを養成し、男女共同参画サポーターによる地域での啓発活動を支援します。
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：雇用環境改善の普及啓発		
担 当 課	雇用政策課	概 要
実施主体	県	労働者が安心して働くことができるようにするため、事業主、労働者及び県民に対し、労働基準法等の関係法制度等を普及啓発し、雇用環境の改善を促進します。
事業期間	平成 27～31 年度	

基本施策 10 安心して子育てできるまちづくり

施策 ① 良好な生活環境の確保

○施策の目的

公共施設のバリアフリー化、安全・安心で快適な住宅の供給等を図ることにより、子育てを支援する生活環境づくりを進める。

○現状と課題

- 誰もが安全かつ快適に暮らせるやさしいまちづくりの推進が求められていることから、「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発など、住民、事業者、各種団体、行政等が連携のもと、一体となった取り組みを進める必要があります。
- 子育て世帯が安全・安心で快適な住生活を営むことができる低廉な住宅が不足していることにより子育て世帯の住居費に負担がかかっていることから、子育てに適した住宅の供給を進める必要があります。
- 妊産婦、子育て世帯等すべての人が安心して外出できる生活環境の整備が求められていることから、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方にに基づき、子育て世帯を含むすべての人が安心して利用できる都市公園の環境整備（バリアフリー化等）を進めていますが、未整備の都市公園もあることから、引き続き環境整備を進めていく必要があります。
- 環境学習の場としての河川等の期待が高まっています。このような住民ニーズに答えるために、地域住民の理解と協力を得ながら、人と自然とのふれあいの場を整備していく必要があります。
- 妊産婦等が公共施設等を利用する際、入口近くの駐車スペースを利用できる「思いやり駐車場利用証制度」について、引き続き普及を図っていく必要があります。

○施策の方向性

- 入居資格の緩和や優先入所の取扱い、また、老朽化した県営住宅の建て替え時に子育て支援施設（児童クラブなど）の併設の検討など、安全・安心で快適な住宅の供給を進めます。
- 「島根県ひとにやさしいまちづくり条例」の普及・啓発等による公共施設等のバリアフリー化の促進を図ります。
- 子育て世帯等の利用上の利便性及び安全性の向上を図るため、都市公園のバリアフリー化を進めます。

○目的を達成するための主な事業

事業名：ひとにやさしいまちづくりの推進		
担 当 課	障がい福祉課	概 要 ひとにやさしいまちづくり条例の普及・啓発を図ります。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：乳幼児連れ家族が安心して外出できる環境の整備		
担 当 課	青少年家庭課	概 要（○：主な事業） 外出時におむつ替えや授乳などができる設備を有する施設の把握、拡充、県民への情報提供等を行うことにより、乳幼児を連れた家族が安心して外出することができる環境を整備します。 ○しまね子育て家庭外出応援施設（赤ちゃんほっとルーム）登録事業
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：安全で快適な住宅の供給		
担 当 課	建築住宅課	概 要（○：主な事業） 安全で快適な住宅を低廉な家賃で供給し、子育て世帯の居住費負担の軽減を図ります。 また、県営住宅の建て替え、市町村が整備する定住促進賃貸住宅の建設支援を実施します。 ○県営住宅建設事業 ○定住促進賃貸住宅建設支援事業
実施主体	県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：都市公園の整備		
担 当 課	都市計画課	概 要 都市公園において、誰もが安全で安心して利用できる環境を整備するため、子育て世帯、高齢者、障がい者等、誰でも利用可能なトイレの整備等を行い、公園施設のバリアフリー化を推進します。
実施主体	県・市町村	
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：河川海岸環境の整備		
担 当 課	河川課	概 要 河川や海岸に安全に近づき身近に自然とふれあえる場を整備するため、他の事業と連携して親水護岸等を整備します。
実施主体	県	
事業期間	平成 27～31 年度	

施 策 ② 安全・安心なまちづくり

○施策の目的

通学路・公園等における防犯設備の整備・改善、地域住民等が行う自主防犯活動の促進、交通安全施設の整備、交通安全教育の実施等を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進める。

○現状と課題

- 近年、都市化や核家族化の進展に伴い、地域の連帯感や家族の絆が希薄化し、地域社会全体で子どもを守り育てる機能が低下しているほか、通学路等における声かけ・つきまとい事案も継続して発生しているため、徐々に設置台数が増加している街頭防犯カメラの設置促進を継続する必要があります。
- 子どもを犯罪等の被害から守るためには、地域住民による子ども・女性みまもり活動の更なる推進が求められています。特に自主的なみまもり活動に積極的に参画してもらうためには、タイムリーな情報提供が効果的であり、各種広報媒体のほか、みこびー安全メール等のデジタルコンテンツを有効活用した情報提供を積極的に行う必要があります。
- 島根県は侵入犯罪や乗り物盗の被害時の無施錠率が全国的にワースト上位となっており、とりわけ自転車窃盗については、子どもの被害が多数を占めています。子ども世代からの鍵かけ意識の高揚は自転車窃盗事件だけでなく、侵入窃盗事件の被害防止をはじめとした、安全で安心なまちづくりに大きく寄与すると考えられることから、子どもの鍵かけ意識高揚が求められています。
- 県内の交通事故による子どもの死傷者数は、減少傾向にありますが、過去5年間で約1,000人もの子どもたちが交通事故の被害に遭っています。このため、信号機の設置や信号灯器のLED化など、安全・安心な交通環境を計画的に整備していく必要があります。
- 子どもを交通事故から守るため、関係機関・団体が一層連携し、地域と一体となって、保護者等も含めた交通安全教室を実施するなど、継続してきめ細やかな指導を行っていく必要があります。

○施策の方向性

- 地域安全推進員、交通指導員、民生児童委員等の「みこびー安全メール」への加入を促進するなど、情報をタイムリーに共有できる取り組みを進めます。
- 通学路や公園をはじめとした公共空間における防犯環境の整備・改善や地域住民等が行う自主防犯活動の活性化支援等を通じて、子育てする親にとっても、しまねの未来を担う子どもにとっても、安全で安心できるまちづくりを進めます。
- 県内各校で行っている防犯教室を通じ、「子ども110番の家」や「子ども・女性みまもり運動登録事業者」等について紹介し、有事の備え場所について事前に確認しておくよう指導を行います。また、学校を通じ教職員やPTAへの周知も図り、「子ども110番の家」等との事前の顔合わせ、有事の際の打ち合わせ等を行う事を推奨していきます。
- 通学路における交通安全施設の整備を通じて、子どもや親子づれにとって安全で安心できる環境づくりを進めます。

○段階的かつ体系的な交通安全教育の実施等を通じて、子どもや保護者等の交通安全意識の普及徹底を図り、安全で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

○目的を達成するための主な事業

事業名：公共空間における防犯環境の整備・改善		
担 当 課	生活安全企画課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	市町村や事業者、自治会に対し、通学路・公園を始めとした公共空間における街頭防犯カメラなど防犯機材の設置促進を働きかけるとともに、設置に向けた支援を行うなど、子どもが安全に通学し、学び、遊び、健やかに成長できる防犯環境の整備改善を推進します。 また、しまねの未来を担うたくましい子どもの育ちをささえるこれらの活動を通じて、地域住民の「犯罪のない安全で安心なまちづくり」に対する意識高揚を図ります。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○街頭防犯カメラ設置事業

事業名：地域住民が行う自主防犯活動の推進		
担 当 課	生活安全企画課 環境生活総務課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	子どもを犯罪等の被害から守るため、住民の自主防犯活動を促進するための情報提供や、関係機関・団体等との情報交換を実施するほか、防犯ボランティア等と連携したパトロール活動や、防犯診断を推進します。また、事業者による「子ども・女性みまもり運動」の活性化を図るなど、現役世代に対する防犯ボランティアへの積極的な参加を促進します。加えて、自転車窃盗事件の被害者の過半数が子どもであることから、子ども世代の自転車鍵かけ意識高揚を図り、施錠率を向上し、被害時の無施錠率を低減することにより、県民全体の鍵かけ意識を高めます。
事業期間	平成 27～31 年度	
		○ 安全情報発信活性化事業 ○ 防犯ボランティア活動活性化事業 ○ 広報啓発活動活性化事業

事業名：通学路・公園等における安全対策の推進		
担 当 課	交通規制課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	信号機の設置や信号灯器のＬＥＤ化など、安全・安心な交通環境の整備を行います。 ○信号機等交通安全施設の整備 ○信号灯器のＬＥＤ化 ○最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等の実施
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：安全な歩行・走行のための道路整備		
担 当 課	道路維持課 道路建設課	概 要（○：主な事業）
実施主体	県	県が管理する道路において、子ども、親子づれ等が安全・安心して通行できるように、歩道、自転車歩行者道、歩車共存道路等の新設、既設歩道の段差解消等の整備を行います。 ○交通安全事業 ○道路改築事業
事業期間	平成 27～31 年度	

事業名：交通安全教育の推進		
担 当 課	交通企画課 交通対策課	概 要
実施主体	県	子どもの交通安全を確保するため、子ども・保護者等を対象とした交通安全教育指針に基づく参加・体験・実践型の交通安全教育等を実施します。 特に、自転車安全利用五則（「①自転車は車道が原則、歩道は例外」、②「車道は左側を通行」、③「歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行」、④「安全ルールを守る」、⑤「子どもはヘルメットを着用」）の周知徹底による安全な自転車利用促進を図るほか、チャイルドシートの正しい使用やシートベルトの正しい着用等について指導・啓発活動を行います。
事業期間	平成 27～31 年度	